

レクリエーション補助 請求の手引き



レクリエーション補助事業は、文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等の利用又は自己啓発のために講座等を受講した場合、補助を行い、会員の健康増進や元気回復を図り、勤務能率向上を目的としています。

補助額：3,000円(年度内1回)

補助対象期間：対象年度の4月1日～2月末日利用分

請求期間：対象年度の5月1日～3月15日(必着)
※15日が土日祝の場合は前営業日

問合せ先

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階
一般財団法人埼玉県教職員互助会
(教育局福利課貸付・ライフプラン担当)



電話 048-830-6701

FAX 048-824-2638

メール a6680-07@pref.saitama.lg.jp

一般財団法人埼玉県教職員互助会

令和8年4月版



「さいたまっち」

レクリエーション補助請求の手引き 目次

| | |
|---|----------------|
| レクリエーション補助概要 | P. 1～P. 2 |
| 補助利用・請求フローチャート | P. 3 |
| 補助対象内容 | P. 4～P. 9 |
| ◎ 補助対象内容一覧 | …… P. 5 |
| ○ 解説 | …… P. 6～P. 9 |
| ・ レジャー関連 | …… P. 6 |
| ・ 文化・芸術関連 | …… P. 7 |
| ・ スポーツ関連 | …… P. 8 |
| ・ 自己啓発関連 | …… P. 9 |
| ◎ 補助対象外の内容 | …… P. 10 |
| ◎ 自己負担額について | …… P. 11 |
| ◎ 合算について | …… P. 11 |
| 請求方法 | P. 12～P. 29 |
| ◎ 領収書について | …… P. 12～P. 26 |
| ○ 請求するための領収書の要件 | …… P. 12 |
| ○ 領収書チェック事項 | …… P. 13 |
| ○ 領収書発行フローチャート | …… P. 14 |
| ○ 領収書の発行について | …… P. 15～P. 21 |
| ・ 宿泊編 | …… P. 15～P. 17 |
| ・ コンサート、イベント編 | …… P. 18、P. 20 |
| ・ 遊園地、テーマパーク編 | …… P. 19、P. 20 |
| ・ 自己啓発関連 | …… P. 19 |
| ・ まとめ | …… P. 21 |
| ○ 領収書が出ない場合 | …… P. 22～P. 24 |
| ○ 添付書類の写しについての注意 | …… P. 24 |
| ○ 領収書の宛名が異なる場合 | …… P. 25～P. 26 |
| ◎ 作成から請求まで | …… P. 27～P. 29 |
| ○ 市立小・中・高・特支・幼・県立大学 ・ 教育関係団体にお勤めの方 | …… P. 27 |
| ○ 県立高等学校・特別支援学校・課所館に お勤めの方 (総務事務システム入力対象の所属所にお勤めの方) | …… P. 28 |
| ○ 請求書のよくある質問と不備 (市立小・中・高・特支・幼・県立大学・教育関係 団体にお勤めの方) | …… P. 29 |
| ご存知ですか？お得な情報 | P. 30 |